

# 坂下厚生総合病院設計監理業務プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

坂下厚生総合病院および併設介護老人保健施設「なごみ」は、開設以来、長年にわたり先進医療を含む様々な医療・福祉・介護のニーズに対応してきた。しかしながら、病院・施設の老朽化・狭隘化、耐震性能の脆弱さのため、治療・療養環境の確保、高度医療に対応する設備・機器の整備等の最新の医療に即した病院機能を維持する事が困難な状況となっている。

新たな病院・施設においては、安全と信頼を基本とした思いやりのある保健・医療・福祉を、安定的に継続して提供できる事を前提に、基本構想を踏まえた魅力ある病院・施設といたしたい。このため設計にあたっては、今回の新築移転計画の趣旨への理解や、高度な専門知識・設計技術力などが要求されることから、最もふさわしい優れた設計者を選定することを目的としてプロポーザルを実施する。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

坂下厚生総合病院設計監理業務

### (2) 業務内容

坂下厚生総合病院新築移転に係る基本設計・実施設計、及び監理業務

### (3) 履行期限

平成 29 年 3 月より工事終了まで

## 3. 新病院・老健施設計画の概要

### (1) 総病床数

病院 150～160 床、透析数 20～30 床

老健 100 床、デイケア 40 名 2 単位

### (2) 病床数の内訳

病院 (一般病床 150～160 床)、透析数 20～30 床 看護単位 3 病棟

老健 100 床 デイケア 40 名 2 単位 スタッフステーション数 2 ステーション

### (3) 診療科目

内科、循環器科、小児科、精神科、神経科、消化器科、外科、整形外科、呼吸器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、放射線科、リハビリテーション科

### (4) 主な施設基準・認定

- 1) 保険医療機関
- 2) 救急告示病院
- 3) 臨床研修協力病院
- 4) 労災・生活保護法・結核予防法指定病院

(5)手術室

4室（手術準備室、機材庫を備える）

将来的に拡張可能なスペースを確保

(6)利用者数（平成28年8月31日現在）

入院患者数 約130人/日、入所者数 約95人/日

外来患者数 約550人/日、通所者数 約20人/日

(7)駐車場

約630台（職員用 約240台含）

(8)想定面積

病院延床面積 約12,000㎡

老健延床面積 約6,000㎡

敷地面積 約42,500㎡

(9)移転先地番

福島県河沼郡会津坂下町柳田

#### 4. プロポーザルの概要

(1)名称

坂下厚生総合病院設計監理業務プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）

(2)主催者

福島県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 永瀬 隆雄

(3)実施方式

プロポーザルは公募型とする。

(4)選定方法

建設委員会は、審査を経て福島県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会に最も優れた提案者1者及び次点1者を報告する。これを受け、経営管理委員会会長が最適な候補者を決定するものとする。

(5)留意点

プロポーザルは、与えられた条件下において参加者の基本的な考え方や病院の設計業務に関する能力を評価することにより、設計候補者を決定するためのものである。したがって、病院・老健の設計にあたり、設計契約者の提案内容を変更することがある。

(6)事務局

〒960-0298

福島県福島市飯坂町大字平野字三枚長 1-1

福島県厚生農業協同組合連合会

業務部 施設整備課 のさき野寄

電話番号:024-554-3481

F A X:024-554-3483

E-mail: nozaki-k@ja-fkosei.or.jp

U R L: http://www.ja-fkosei.or.jp

## 5. プロポーザルの日程

第一次審査	プロポーザル参加者の募集	平成 28 年 12 月 7 日(水)
	プロポーザル参加者の受付締切	平成 28 年 12 月 14 日(水)正午
	一次審査（書類審査）	平成 28 年 12 月 15 日(木)
	一次審査結果通知	平成 28 年 12 月 21 日(水)
第二次審査	一次審査通過者への資料配布	平成 28 年 12 月 26 日(月)
	プロポーザルに係る質疑締切	平成 29 年 1 月 13 日(金)正午
	プロポーザルに係る質疑回答	平成 29 年 1 月 18 日(水)
	プロポーザルの提出期限	平成 29 年 1 月 31 日(火)
	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	平成 29 年 2 月 6 日(月)
	二次審査結果通知	平成 29 年 2 月 27 日(月)

## 6. 参加資格

- (1) 本実施要領発表時において福島県厚生農業協同組合連合会の入札参加資格を有している者で、設計・測量・建設コンサルタント等業務の業種登録事業者であること。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (3) 参加表明書等を提出した日から業務を委託する技術的に最適な者を特定するまでの間に、福島県における工事・コンサル業務に係る競争入札参加に対する指名停止、福島県暴力団排除条例（平成 23 年県条例第 51 号）に基づく排除措置又はこれらに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 許可病床数が 150 床以上かつ延床面積が 12,000 m<sup>2</sup>以上の病院で免震構造の新築又は増築の基本設計または実施設計業務について、平成 17 年 4 月 1 日以降に竣工した業務の受託実績を有すること。

## 7. 参加不適格者及び欠格条項

- (1) 次の者は参加できない。
  - 1) 建設委員会の委員（以下「委員」という。）
  - 2) 委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組織及び当該組織に所属する者
  - 3) 主催者及び事務局関係者
- (2) 参加表明者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - 1) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は事務局関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

- 2) 参加表明者が複数の提案をした場合
- 3) プレゼンテーション及びヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合
- 4) その他本実施要領及び作成要領に定める手続き、方法を遵守しない場合

## 8. 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び建築、構造の各主任技術者は、一級建築士であること。
  - (2) 電気設備及び機械設備の各主任技術者は、建築設備士又は技術士（技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、法による登録を受けている者）又は一級建築士であること。
  - (3) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、各主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。
  - (4) 管理技術者は、許可病床数が150床以上かつ延床面積が12,000㎡以上の病院で免震構造の新築又は増築の基本設計または実施設計業務について、平成17年4月1日以降に竣工した業務の受託実績を有すること。
- ※ 管理技術者は、本設計業務全般の業務管理及び統括を行うものとする。
- ※ 主任技術者は、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。
- ※ 「分担業務分野」の分類は次のとおりとする。

	業 務 内 容
建築	平成21年国土交通省告示第15号における別添一、1、一、ロ、(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1)総合に係るもの
構造	同上(2)構造に係るもの
電気設備	同上(3)設備の(i)電気設備に係るもの
機械設備	同上(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等に係るもの

## 9. 参加表明の手続き

- (1) 実施要領及び作成要領等の配布
  - 1) 配布書類
    - ① 坂下厚生総合病院設計監理業務プロポーザル実施要領（本資料。以下「実施要領」という。）
    - ② 坂下厚生総合病院設計監理業務プロポーザル作成要領（以下「作成要領」という。）
    - ③ 坂下厚生総合病院設計監理業務プロポーザル各様式（以下「各様式」という。）
    - ④ 病院・老健移転先敷地図（以下「敷地図」という。）
    - ⑤ 坂下厚生総合病院施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）
  - 2) 配布期間
 

平成28年12月7日（水）から平成28年12月14日（水）正午まで

3) 配布場所

4. (6) に掲げる事務局、又はホームページからダウンロードすること。ただし、④敷地図、⑤基本構想については12月26日(月)に第一次審査を通過したプロポーザル参加者へ直接配布する。

(2) 参加表明書の提出

1) 提出書類

以下の書類を5部提出すること。

- ①参加表明書(様式1)
- ②事務所概要書(様式2)
- ③事務所の業務実績(様式3-1 病院)、(様式3-2 老健)
- ④管理技術者の経歴等(様式4)
- ⑤各主任技術者の経歴等(様式5)

2) 提出期間

平成28年12月7日(水)から平成28年12月14日(水)正午まで

3) 提出場所

4. (6) に掲げる事務局

4) 提出方法

持参、簡易書留郵便による郵送とする。(簡易書留郵便の場合は平成28年12月13日必着)

(3) 上記(1)から(2)の事務取扱時間

午前9時から正午及び午後1時から4時まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)

平成28年12月14日(水)は午前9時から正午まで

## 10. プロポーザル等の提出

(1) プロポーザルの作成及び記載上の留意事項

作成要領のとおり

(2) プロポーザルの提出

1) 提出書類

以下の書類を12部提出すること。

- ①プロポーザル提出書(様式7)
- ②設計監理業務の実施方針書(様式8)
- ③課題に対する提案書(様式9)

2) 提出期間

平成28年12月26日(月)から平成29年1月31日(火)まで

3) 提出場所

4. (6) に掲げる事務局

4) 提出方法

持参、簡易書留郵便による郵送とする。(簡易書留郵便の場合は平成29年1月30日必着)

### (3) 質問書の提出

プロポーザルの作成又は提出に関し、疑義のあるときは次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

#### 1) 提出書類

質問書（様式 6）

#### 2) 提出期間

平成 28 年 12 月 26 日（月）から平成 29 年 1 月 13 日（金）正午まで

#### 3) 提出場所

4. (6) に掲げる事務局

#### 4) 提出方法

電子メールにて Microsoft Word ファイルで提出すること（PDF 等に変換しないこと）。

#### 5) 回答方法

質問書に対する回答は、平成 29 年 1 月 18 日（水）に、全てのプロポーザル参加者に対し電子メールにて一斉回答する。回答を受診した場合は、受信確認のため当該メールに返信すること。なお、実施要領及び作成要領に関する事項以外の質問は受け付けない。

#### (4) 上記 (2) の事務取扱時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から 4 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

#### (5) 上記 (3) の事務取扱時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から 4 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

平成 29 年 1 月 13 日（金）は午前 9 時から正午まで

## 1 1. プレゼンテーション及びヒアリング

### (1) 日時

平成 29 年 2 月 6 日（月）

13 時 30 分～15 時 30 分のうち指定された 30 分間（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 15 分）

### (2) 場所

JA 福島ビル 8 階 803 会議室

### (3) 留意事項

- 1) プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、別途通知する。
- 2) プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、管理技術者、建築担当主任技術者を含む 3 名以内とする。
- 3) プレゼンテーションは管理技術者が行うものとする。
- 4) プレゼンテーション及びヒアリングで求める内容は、プロポーザルの表現に関する説明及び委員からの質疑に対する回答とする。
- 5) プレゼンテーション及びヒアリングに際して、会場にプロジェクター及びスクリーン等を用意するので、投影による説明を可とする。（その他必要な機器等は持参すること。）ただし、使用する説明資料は提出されたプロポーザルの内容のみとし、動画等の提示や模型の

持込みは認めないものとする。

## 1 2. 審査及び結果の通知

### (1) 第一次審査及び結果の通知

- 1) 坂下厚生総合病院建設委員会において、参加表明者から提出された参加表明書等を書類審査し、第二次審査への参加要請者を4者程度選定する。
- 2) 選定結果をすべての参加表明者に書面で通知する。

### (2) 第二次審査・設計者の特定及び結果の通知

- 1) 第一次審査通過者を対象に、プロポーザル提出書類を用いてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。坂下厚生総合病院建設委員会において、内容を総合的に評価した上で、福島県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会に最も優れた提案者1者及び次点1者を報告する。これを受け、経営管理委員会会長が最適な候補者を決定するものとする。
- 2) 第二次審査後、最も優れた提案者の名称を全てのプレゼンテーション及びヒアリング要請者に文書で通知する。なお、電話、電子メールによる結果の問合せについては、一切応じない。

## 1 3. 契約手続き等

### (1) 交渉・契約

- 1) 選定結果を踏まえて、主催者が特定した者と契約の交渉を行う。なお、契約書は受託側が作成するものとする。
- 2) この手続きに参加した者が、福島県における工事・コンサル業務に係る競争入札参加に対する指名停止等の措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- 3) 本設計業務を受託した設計者と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は当該工事（下請け工事を含む。）を請負うことができない。

### (2) 留意事項

- 1) 本プロポーザルは、設計案ではなく、本設計業務に適した技術力や想像力、問題解決力に優れた設計者を選定するものであることから、受託者は、設計の内容について委託者と十分協議の上、業務を進めることとする。
- 2) 本業務の実施にあたる管理技術者及び主任技術者は、プロポーザルに記載された者とし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な場合を除く。

## 1 4. 提出書類の取扱い

### (1) 著作権及び意匠

- 1) 提出されたプロポーザルの著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
- 2) プロポーザルの中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、

当該第三者の承認を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

- 1) 発注者は本プロポーザルに関する公表、展示及びその他必要と認めるときはプロポーザルを無償で使用できるものとする。この場合、提案者の名称を明示する。
- 2) なお、提出された参加表明書、プロポーザルその他の書類は返却しない。

## 15. その他の留意事項

(1) 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語、通貨は日本語、日本円とする。
- 2) 提出された参加表明書及びプロポーザルは、14. (2) の場合を除き提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された書類は、設計候補者の選定作業に必要な範囲内において、複製し使用することがある。
- 4) 参加表明書又はプロポーザルが、次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
  - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの。
  - ② 実施要領及び作成要領に示された条件に適合しないもの。
  - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
  - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
  - ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ⑦ 委員又は事務局関係者に対する援助を、直接的又は間接的に求めたとき。
  - ⑧ その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。
- 5) プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。